

「裁判員制度の誕生に寄せて」

最高裁判所長官 町田 顯

▼ 1

対談 「裁判員制度を語る」

俳優辰巳琢郎氏と最高裁判所事務総局刑事局長

▼ 2

What's 裁判員？ ―選任手続と役割について―

▼ 8

座談会 「裁判員になったらどう感じる？ ～刑事裁判を傍聴して～」

東京学芸大学教育学部附属高校生と東京地方裁判所刑事部総括判事

▼ 10

裁判員制度 Q & A

▼ 15

裁判員制度・誕生

裁判員制度は、平成21年までにスタートします



最高裁判所

裁判所のホームページ (<http://www.courts.go.jp/>) でも、裁判員制度に関する情報を提供しています。

裁判員制度については、**最高裁判所ホームページ 裁判員制度コーナー**でもご紹介しています。

※最高裁判所ホームページへは、裁判所ホームページ
(<http://www.courts.go.jp/>) から入ることができます。

裁判員制度の 誕生に寄せて

最高裁判所長官
町田 顯



本年5月28日、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が公布され、5年以内に裁判員制度が実施される運びとなりました。

この制度は、国民の中から選ばれた裁判員が、刑事裁判の審理に参加し、裁判官とともに判決の内容を決めるというものです。法律の専門家ではない方々が加わることによって、裁判がより国民に分かりやすく、またその内容も国民の感覚を反映したものとなることが期待されています。また、この制度が定着していくことにより、司法に対する国民の信頼も一層高まることと思います。

裁判員制度は、このように我が国の司法にとって大きな意義を持っているわけですが、これが円滑に運営されていくためには、何よりも国民の皆さんの積極的な協力が不可欠です。制度の意義を理解し、裁判員に選ばれた際には、多くの皆さんに進んで参加していただけることを強く願っています。

メディアが実施した最近のアンケートなどによると、裁判員制度を設けることについては賛同するが、自らが裁判員になることについては消極的であるという思いを持っておられる方が少なくありません。そうした方々にとっては、裁判員に選ばれた場合の種々の生活上の負担や「人を裁く」ことの重みに対する躊躇^{ちゅうちよ}などが、大きな障害要因となっているようです。

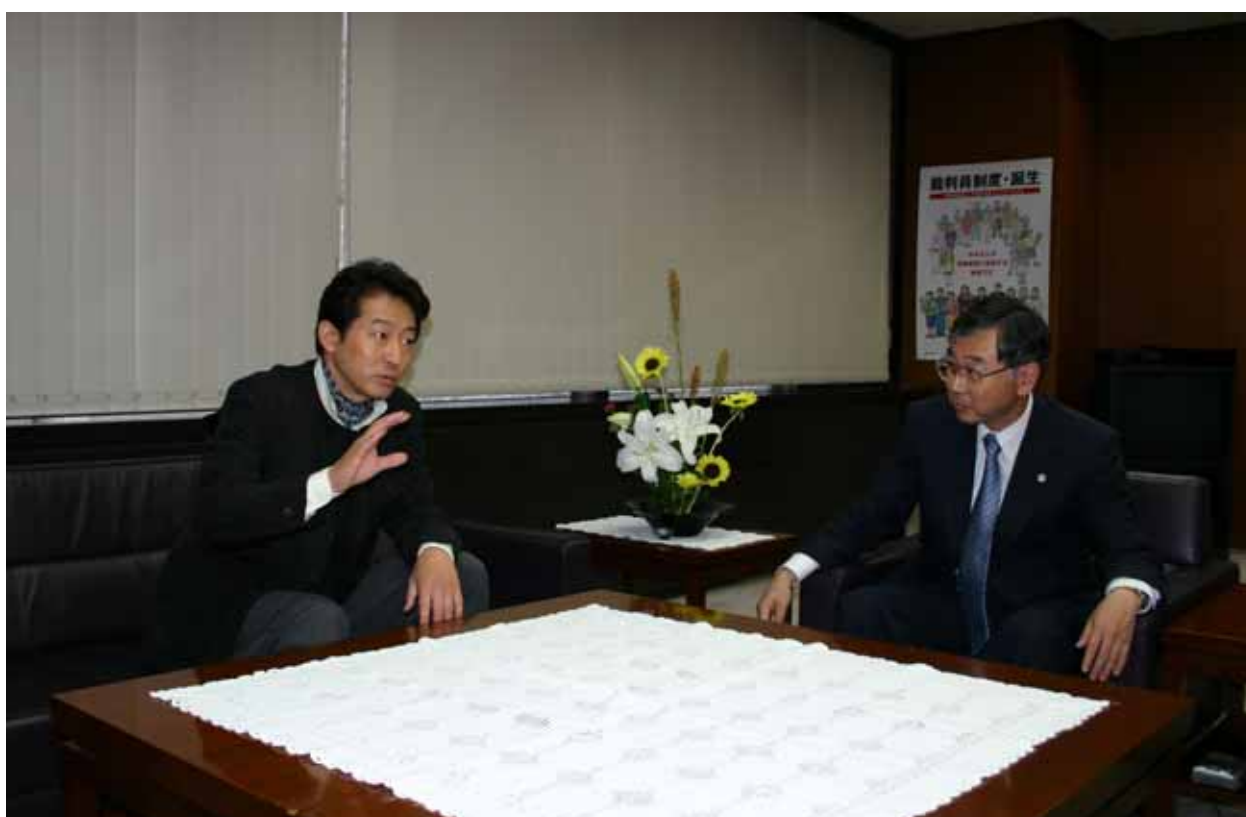
確かに、裁判員に選ばれると、公判期日の都度裁判所に出頭していただかなければなりませんし、「人を裁く」ということが、大きな心理的負担を伴うものであることも事実です。しかし、国民が、裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官とともに被告人の有罪・無罪を決定し、刑を決めるという制度

は、多くの国で採用されているところであり、我が国の裁判にとっても画期的な出来事だということができます。しかも、刑事裁判の審理は、皆さん一人一人にとっても、非常にやりがいのあるものとなるはずです。現在、国民が刑事司法に参加する制度として検察審査会という制度がありますが、検察審査員を経験した方のほとんどが、「最初は大変だと思ったけれども、やってみて良かった。」という感想を述べておられます。

専門家である法律家としても、国民の皆さんの負担をできるだけ軽いものとし、安心して裁判員になっていただけるよう、最大限の努力を傾けていかなければなりません。刑事裁判を、これまで以上に分かりやすく、計画的で迅速なものとするために、制度や運用を見直し、改善を図っていきたいと考えています。また、裁判員の職務内容を正しく理解していただくため、裁判や裁判所の仕組みなどを含め、裁判所の「素顔」に関する広報活動にも一層力を注いでいきたいと考えています。

この「司法の窓」特集号が、誕生した裁判員制度を知っていただくのに少しでもお役に立てれば幸いです。同時に、この制度が我が国の土壌にしっかりと根を下ろし、大樹となって成長するよう、皆さんの御理解、御協力をお願い申し上げます。

裁判員制度を語る



俳優

辰巳琢郎

最高裁判所事務総局刑事局長（判事）

大野市太郎

陪審？参審？裁判員？

大野 本日は、お忙しいところ、最高裁判所へおいでいただき、ありがとうございます。

辰巳 今日は、最高裁判所の大法廷、図書館、大ホールなどを初めて見せていただきました。大ホールは、音響効果もすばらしく、私の所属する合唱団の公演に使わせていただきたいくらいです。だれに頼めばよいのでしょうか（笑）。

大野 辰巳さんは、俳優としてはもちろんのこと、テレビ番組の進行役やクイズの解答者など、幅広くご活躍しておられますよね。

辰巳 学生時代からの楽しみでやっていた芝居を仕事にできることは、ありがたいことです。仕事の幅を広げると、趣味がどんどんなくなってしまうということになってしまっていますが（笑）。

ところで、今回、「裁判員制度」ができたと同じでしたが、「陪審制度」という名称にならなかったのは、なぜですか。

大野 一般国民が司法に参加する制度として、アメリカやイギリスで採られている「陪審制度」やヨーロッパの一部の国などで採られている「参審制度」がありますが、「裁判員制度」は、これらの制度と違う特徴を持っているからです。「陪審制度」では、有罪か無罪かを一般国民から選ばれた陪審員だけで決めて、有罪となれば裁判官が量刑を決めることになります。これに対して、「裁判員制度」では、有罪無罪と量刑を、一般国民から選ばれた裁判員が裁判官と一緒に議論しながら結論を出すことになります。「参審制度」も、一般国民が裁判官と一緒に有罪無罪と量刑を決めるので、裁判員制度と似ています。しかし、参審員は各種団体の推薦等により選ばれたり、任期制であることが多いのに対して、裁判員は無作為に選ばれ、事件ごとに選ばれるという違いがあります。また、裁判員制度では、法律問題は、裁判官だけで判断さ





【たつみ・たろう】

1958年8月6日生。大阪市出身。京都大学文学部卒。在学中は関西一の人気劇団『そとばこまち』を主宰し、役者としてだけでなく、プロデューサー、演出家として学生演劇ブームの立役者となる。

卒業と同時にNHK朝の連続テレビ小説『ロマンス』にて全国区デビュー。以来、知性・品格・遊び心と三拍子揃った俳優として、テレビ、舞台、映画だけでなく、クラシックコンサートの司会、海外旅行のプロデュースなど様々なジャンルで活躍。

趣味も多彩で芸能界のクイズ王との呼び声も高い。

また、食通・ワイン通としても知られ、数々のワイン騎士団の騎士号を贈られている。

2000年からテノール1で参加している六本木男声合唱団では、役員としても活動している。

●テレビ

テレビ東京系列『辰巳琢郎の夢リフォーム』、NHK朝の連続テレビ小説『天花』など多数出演中。

●映画

『石井のおとうさんありがとうー石井十次の生涯ー』（山田火砂子監督）が公開中（大原孫三郎役）。2004年冬『レディジョーカー』（平山秀幸監督）公開予定。

このように、裁判員制度は、陪審制度や参審制度と似ているところもありますが、我が国独自の制度といえるでしょう。裁判員制度が始まると、辰巳さんが裁判員に選ばれることもあり得ますよ。

辰巳 裁判員になると、被告人に顔がばれてしまいますよね。被告人を有罪にしたら、恨まれてしまうのではないかという怖さがあるように思います。変装したら駄目なんですか（笑）。

大野 海外では、事件によっては、ごく例外的に、陪審員や参審員の顔を見られないようにするところもあると聞いていますが、我が国において、そのような措置がとれるかとなると、難しいところがあるかもしれません。ただし、結論を決めるにあたり個々の裁判員がどのような意見を述べたかなどが明らかにならない仕組みや、裁判員の住所などの個人情報公にならないような仕組みは、きちんととられています。また、裁判員らに危害が加えられるおそれのある事件については、裁判員の参加する裁判の対象から除外されることもあります。

あなたは、裁判員になりますか？

大野 ある新聞社の行ったアンケート調査では、自分が裁判員になりたくないという人が約7割もいるという結果が出たようです。なりたくないという理由としては、判断する自信がないというものも相当数あるようです。

辰巳 そのようなアンケート結果は、正直、日本人的だなという感じがしますね。日本人の国民性として、裁判に対して縁遠いというか、避けたいというか、そういう感覚があるのでしょうか。イメージからすると、アメリカでは、判断に自信がないという理由は出てこないような感じがします。

大野 これまで、裁判というのは、法律家だけで扱っているもので、非常に分かりにくいというイメージがあったように思います。裁判官も裁判員に分かりやすく説明するし、検察官や弁護人にも分かりやすさを心がけてもらって、判断する



ための材料は分かりやすく出しますよ、
というようにしていけば、きっと国民の
皆さんの不安を取り除くことができるの
ではないかと考えています。

辰巳 裁判員の参加する事件では、死刑と
すべきかどうかの問題となるものもある
わけでしょう。その辺りが、参加する裁
判員にとって、一番つらいところだと思
いますね。それこそ、死刑制度に賛成か、
反対かということにもなるでしょうし。

大野 確かに重い負担だと思いますが、裁
判員の方から、いろいろな意見を出して
もらって、裁判官と一緒に皆で議論して、
一番良い結論を出すことができれば、裁
判員制度が導入された本当の意味がある
といえるでしょう。

辰巳 非常に重い役割ですよ。だれも自
分で手を下したくないですからね。犯人
を死刑にすべきと思っても、自分が決め
て死刑になってしまうとなると、ちょっ
と考えてしまう、という人もいるのでは
ないでしょうか。法廷で、被告人本人が
目の前にいるわけですから、結構厳しい
ですよ。

大野 法廷には、被告人だけではなく、被
害者側の人、すなわち被害者本人や遺族
の方もいます。我々としては、常に、被
告人側と被害者側双方の納得のいくよう
な判決というのを心がけています。我々
裁判官も、非常にやりがいを感じて裁判
をやっていますが、国民の方に仕事の内
容を十分知っていただければ、意気感に
感じて裁判員となっていただけのではない
かと考えております。

辰巳 裁判員は、裁判官と一緒に議論して
判断するということで、少しは救われる
ところがあるようにも思いますね。

裁判の現場に参加

辰巳 裁判員になることは、国民のある種
の義務になるわけですね。

大野 そうです。

辰巳 そういう義務というか、社会あるい
は国に対する感覚が特に若い人には薄れ
てきているように思います。若いうちに
裁判員の経験をするのは、良い勉強にな
ると思いますね。学生、特に法学部の学
生が裁判員になると単位がもらえるとし
てもよいのではないのでしょうか（笑）。





大野 最近の法学部では、法廷傍聴が単位に加算されるという制度もあるようです。だから、夏休みになると、傍聴席に大学生がずらっと並んだりするんです(笑)。

辰巳 裁判に限らず、国あるいは社会のことに関して無関心な人が多すぎるように思います。何となく、お上のすることは否定しないとか、あまり近寄りたくないとか。本当は、自分が責任を果たさなくてはいけないという考え方を持たないと駄目なんでしょうね。裁判の現場に参加できる裁判員制度は、そういう意味では、良い制度だと思いますね。

大野 現在でも、国民が刑事司法に参加する制度として、検察審査会制度というのがあります。一般の国民から無作為に選ばれる検察審査員も、選ばれた当初はやりたくないという人が圧倒的に多いようですが、実際に経験すると、やってよかった、自分たちで判断することができるという感想を持たれる方が多いようです。

辰巳 国民の負担感を軽減するためには、日当の額も重要になるのでしょうか。裁判員になったら、税金が安くなるとか

(笑)。実際問題として、時間がなかなかとれないという人もいるでしょうしね。

裁判官はエキストラ？

大野 ところで、辰巳さんは、テレビドラマでは、裁判ものに多数出演されておられますよね。

辰巳 はい。私は、弁護士役も検察官役もやったことがあります。傍聴人の役も経験していますし、被告人の役もやったことがありますね。しかし、裁判官役はやったことがないですね。

大野 裁判官は、検察官や弁護人と比べると、なかなかドラマの主役になりにくいイメージですよ。

辰巳 そうですね。ドラマでは、裁判官役はエキストラに演ってもらうことが多いですね。その中の見栄えのいいおじさんに法服を着せて座ってもらうという感じで(笑)。そして、たいていぬれ衣を着せられたヒロインがいて、弁護人と検察官が対決するところがメインで、裁判官は、冒頭のところとか、最後の判決のところにちょっと出てくるだけというパターンですね。やはり、実際の裁判でも、裁判官は、法廷ではあまり話をしないのです

か。

大野 裁判官は、法廷のいわば司会者ですから、しゃべりますよ。もっとも、法廷では、検察官や弁護人が質問する時間の方が長いというのは事実です。裁判官が話をするのは、主に裁判官室の中なのです。3人の裁判官で事件を扱う場合、裁判官は、裁判官室で、一緒に議論して結論を出すのですが、この議論は、相当熱の入ったものとなります。その場面をビデオに撮って放映するわけにはいかないのが残念くらいです。裁判員の方は、裁判官と一緒に議論することになりますから、議論の熱の入り様に驚かれるかもしれませんね。裁判員制度が導入されると、テレビドラマの中のしゃべらない裁判官というイメージは、変わっていくかもしれませんね。

裁判員制度は裁判官のボールをはがす？

辰巳 裁判官は、絶対情に流されず、普段のつきあいでも自分を律する非常に高邁こうまいな人というイメージがありますが、実際、どうなのでしょう。

大野 裁判官は、日常生活では、スーパー

に買い物にも行くし、満員電車で通勤していますし、ごく普通の生活を送っています。

辰巳 裁判官の方は、「私は、裁判官です。」という顔をして街を歩きませんよね。政治家の方たちと違って（笑）。そういえば、私の所属する合唱団に、最近、裁判官が1人参加されることになりました。

大野 裁判官の中にも、そういう趣味の会に入っている人は結構います。日常生活では、普通の人と変わりませんし、人数も少ないから、世の中で目立たないところがあるかもしれませんね。そのようなことから、これまで、裁判官というのは、なじみがないというか、身近な存在という感じがあまりしないということがあったと思います。裁判員として裁判所に来ていただければ、そういう素顔の裁判官像を分かっていただけだと思います。

辰巳 裁判員制度を通じて、裁判官をより身近な存在として感じられるようになると良いですね。

大野 そのとおりだと思います。本日は、貴重なお話をありがとうございました。

辰巳 ありがとうございました。



What's 裁判員？

－ 選任手続と役割について －



ある日、あなたに裁判所から書面が届きました。それには、「あなたは、この度、裁判員候補者に選定されました。」と書かれています。



「えっ裁判員？前に新聞に出ていたやつか。法律なんて難しそうだし、いやだな。」

そんなふうには思わないでください。この制度は、法律の専門家ではないあなたの感覚を裁判の内容に反映させ、裁判に対する国民の理解や信頼を深めるというとても重要な意義があるものです。あなた自身にとっても必ず得がたい体験となるはずです。

それでは、裁判員はどうやって選ばれるのか、実際に裁判員に選任されるとどのようなことを行うことになるのかなどについて、順を追ってご紹介しましょう。

1 裁判員が選ばれるまで

裁判員候補者名簿

年に1度、衆議院議員の選挙人名簿の中から、くじにより、裁判員の候補者が選ばれ、裁判員候補者名簿に登載されます。この名簿に登載された人には、裁判所から通知があります。

この通知は、裁判員に選ばれるかもしれないというお知らせですので、この時点で裁判所に来ていただく必要はありません。



裁判所での選任手続

裁判の日程が決まると、その事件の裁判員の候補者が、裁判員候補者名簿の中から2回目のくじによって選ばれます。そして、呼出状という書面が送られてきて、指定された日（裁判員等選任手続期日）に裁判所に来ていただくことになります。

当日は、裁判長から、被告人や被害者と関係がないかどうか、不公平な判断をするおそれがないかどうか、辞退の希望がある場合はその理由などについて質問されます。検察官や弁護士は、その質問の結果などをもとに裁判員候補者から除外されるべき人を指名することができるになっています。除外されなかった候補者から、裁判員が選ばれます。

2 公判審理

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事裁判の法廷（公判といいます。）に立ち会います。裁判員は、判決まで関与することになりますが、裁判員の方に過重な負担とならないよう工夫して審理が行われます。

公判は、できる限り連続して開かれます。公判では、証拠書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。あなたから、証人等に質問することもできます。



3 評議・評決

審理が終了したら、被告人が有罪か無罪か、有罪としたらどんな刑に処すべきかを、裁判官と一緒に議論（評議）し、決定（評決）することになります。

評決は、多数決により行われます。ただし、裁判官、裁判員のそれぞれ1人以上の賛成が必要とされています。

有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかといったあなたの意見は、裁判官と同じ重みを持つことになります。

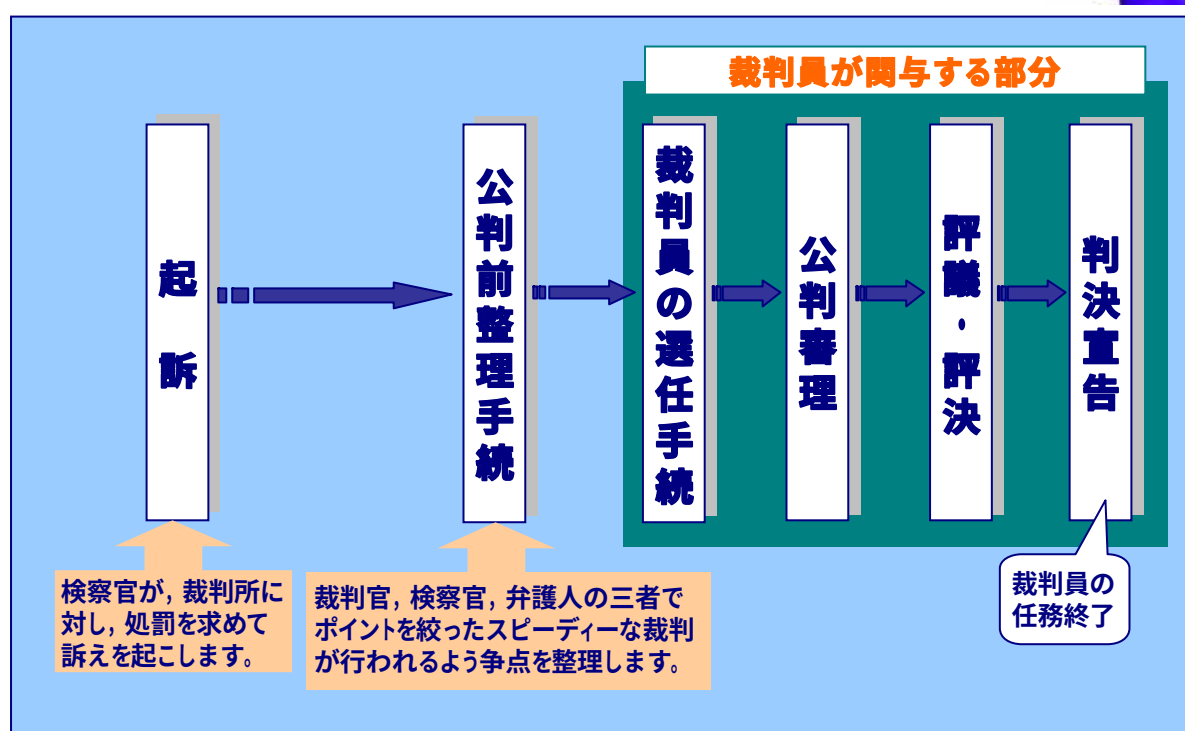
4 判決宣告・裁判員の任務終了

判決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします。

あなたの裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。



－裁判員の参加する刑事裁判の流れ－



高校生との座談会

裁判員になったら どう感じる？

～刑事裁判を傍聴して～



東京地方裁判所判事

ごう だ よし みつ
合 田 悦 三

東京学芸大学附属高等学校

けどういん あさこ
祁答院 麻子

いとうまさひろ
伊藤 正篤

みや た じゅん べい
宮田 淳平

あら き り な
荒木 梨奈



4人の高校生の皆さんには、座談会を始める前に、大麻取締法違反被告事件の第1回公判を傍聴してもらいました。大学生の被告人が自宅で大麻を所持していたという事件で、被告人は事実関係を認め、証人尋問においては、被告人の母親が今後の監督を約束しました。そのほかの証拠の取調べなども行われた上で、審理が終わり、直ちに判決が宣告されました。

刑事裁判っていかめしい？

合 田 今年5月に裁判員法が成立し、平成21年までに「裁判員制度」が始まることになりました。今日は、これまで持っていた「刑事裁判」についてのイメージ、先ほど傍聴してもらった裁判の感想などをうかがい、その上で裁判員制度に対する考えなどを聞かせてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

高校生 よろしくお願ひします。

合 田 先ほど大麻取締法違反の事件を傍聴してもらいましたが、印象を聞かせてください。宮田君と荒木さんは、今日初めて傍聴したんですよね。

宮 田 やはり強いというイメージでしたが、実際も法廷は予想以上に静かでした。必要以上のことはしゃべれない雰囲気でした。

荒 木 想像していたより進行が速くて、ちょっとびっくりしました。

合 田 伊藤君と祁答院さんは2回目ということですが、どうでしたか。

祁答院 法律家が堅苦しい言葉を飛び交わしているイメージでしたが、今日の法廷を見て、人情味のある裁判官もいるなと思いました。ただ、人の運命を左右する判決を下す裁判官が、今日の裁判では一人だったことに驚きました。

合 田 裁判官の構成については、合議制と1人制の2種類あって、法律で定めている刑が一定の基準より重い事件は裁判官3人で裁判し、それ以外の事件は1人の裁判官で行うことになっているんですよ。

伊 藤 私の事前のイメージとしては、ドラマのような激しい応酬と堅苦しい雰囲気というものでした。ただ、堅苦しいタイプだ

けではなく、いろんなタイプの裁判官や弁護士がいるなと思いました。

合 田 2回目だと印象は少し変わるようですね。それでも「いかめしい」という印象があるとなると改善の余地があります。もっとも刑事裁判については、「厳格さ」がまったくなくなるのも考えものですね。

スピーディーな審理

合 田 ところで、今日の裁判のスピードについては、どのような印象を持ちましたか。

宮 田 想像していたものとかかなり違いました。書類を読み上げるだけで時間が過ぎていくのかなと思っていたら、どんどん進んでいって、今日中に終わってしまうのかという感じでした。

合 田 新聞などに「裁判は時間がかかる」という記事が書かれていることがあります。例えば地方裁判所で行う刑事裁判について、起訴から判決宣告までに要する期間を平均すると3.2か月で、1人制で行う裁判の場合、ほとんどが1回なり2回で終わっているんです。もちろん例外もありますが、皆さんのイメージよりは、かなり速いのではないのでしょうか。

荒 木 法廷でのやり取りは、事前にほと





祁答院 それに加えて、裁判員に任命された国民は、仕事を休むことが認められているということを聞きました。

合 田 20歳以上の選挙権を持っている国民から選ばれた裁判員が、地方裁判所で行われる刑事裁判に参加して、有罪か無罪か、有罪だとすればどのような刑にするかを、基

んど決まっています、シナリオどおりに動いていると聞いたことがあります。もしかしたら、判決もほとんど決まってしまうんじゃないかとも思ってしまうんですが・・・。

合 田 裁判官は、法廷に最初に入るとき、起訴状しか見ていないのです。ですから、検察官と弁護人が事前に準備しておいてくれないと裁判をスムーズに進めることはできません。裁判所だけではなくて検察官と弁護人のみんなが、必要な証拠調べはきちんと行った上で、なるべく審理期間は短くなるように努力しなければならないのです。判決の内容は、審理の結果によるので、事前に決まっていることはありません。

自信を持って判断できるか不安？

合 田 次に「裁判員制度」について話したいと思います。裁判員制度について知っていることはありますか。

伊 藤 国民が裁判官と一緒に、有罪か無罪かの認定をして判決を出す制度で、学生や70歳以上の人は裁判員を免除されることがあるということくらいです。

本的に裁判員6人と裁判官3人がグループになって一緒に決めていくという制度です。5年以内に施行されることになっていますので、この制度が実際に始まったときには、皆さんも裁判員になる可能性があるわけですが、正直なところ、自分が裁判員になったらどう思いますか。

伊 藤 先ほどの裁判を見ていて、被告人の第一印象、検察官の主張、被告人質問、弁護人の意見を見聞きした中で、いろいろと心が揺れ動きました。裁判員として参加し



たとすれば、相当迷うこともあると思います。

2週間おき？3日連続？

合 田 確かに迷うこともあるでしょうけど、自信を持ってやっていただきたいと思います。ところで、裁判員制度には、どのような意味があると思いますか。

祁答院 国民の感覚が、裁判官だけがやってきた裁判の中に何か別のものを吹き込むのではないかと思います。

宮 田 普通の人が裁判に参加することで、貴重な経験をすることになることは意義があると思います。

伊 藤 国民の司法参加が多少なりとも前進すると思います。

合 田 裁判員に選ばれた場合の負担についてはどうですか。

宮 田 重要な仕事をしている最中に、裁判員をしなければならないのは大変だと思います。

合 田 そういう負担を少なくするためにどうしてほしいと考えますか。

伊 藤 裁判所に来る時間はなるべく短くしてもらった方がいいですね。

荒 木 裁判員の立場からすれば短い方がいいんですけども、被告人にしてみるとじっくり考えてほしいと思うのではないのでしょうか。

合 田 もちろん必要な証拠調べなどはきちんとしなければいけませんよね。その上で、例えば証拠調べに3期日が必要な事件があったとします。2週間おきに少しずつ

進める方法と、3日連続で行う方法があれば、なるべく連日法廷を開いた方がよいと思うんです。

裁判員の皆さんには、証拠調べを見聞きしてもらって、証拠が十分だと思うかどうか、量刑はどのくらいが適切かということについての意見を言っていただくわけですが、意見を言いやすくするためには何が必要だと思いますか。

宮 田 裁判員が参加する重大な事件となると、その資料も膨大になると思うんです



が、一般の人がちゃんと目を通せるのかなと思います。

合 田 書類をたくさん出されて、「見てください。」と言われても無理ですよ。証拠調べは分かりやすく、必要な点に絞って行う必要があると思います。検察官や弁護士も、今よりもっと分かりやすくやらなければいけないということは意識しています。また、法律の内容などについては、裁判官がていねいに分かりやすく説明します。

流されないで自分の意見を

合 田 将来、もし裁判員に選ばれたとすれば、どういう気持ちで臨みたいと思いますか。

祁答院 あまり感情を入れすぎないように頑張ろうと思いますが、評議のときに、周りの人の意見に流されて、「私もそう思います。」というふうになってしまうのが怖いんです。

荒 木 私も、選ばれた人のほとんどは何で自分が選ばれたんだという感じだと思うんです。そうすると、自分の意見を言えと言われても、流されるという感じの人も多分いると思うんです。

合 田 みんなで話し合っって一つの結論を出そうというものですから、いつまでも自分の意見に固執するのではなくて、ほかの人の意見がもっともだと思って意見を変えることは当然あることです。それは流されるというのとは違うと思います。ただ、まず自分の意見をきちんと持っていないといけませんよね。

伊 藤 裁判官の意見の方が説得力があるものだから、その意見が強くなることはないですか。

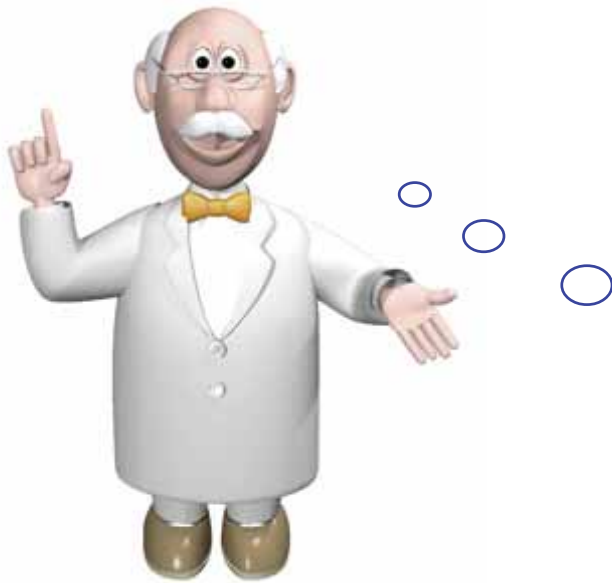
合 田 確かに最初に裁判官が意見を言ったとすれば、裁判員が率直な意見を言いにくいということもあると思います。でも、それでは皆さんに入ってもらい意味がなくなってしまうですね。まずは裁判員の意見から聞いていくと思うんです。裁判官は、そのほかにも意見の聞き方などを工夫して進めると思います。

伊 藤 自分が裁判員に選ばれたとすれば、きちんと参加して、被告人の人生を左右することだという意識を持って取り組まないといけないと思っています。

合 田 裁判員制度を取り入れた趣旨は、裁判官による裁判に国民の感覚をプラスすることで、より国民に分かりやすい裁判を目指すということにあると理解しています。そういった趣旨を理解してもらって、裁判員に選ばれた場合には、是非ご協力いただきたいと思います。今日は、長時間ありがとうございました。

高校生 ありがとうございました。





裁判員制度 Q & A

裁判員制度というのは、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。
これから、よくある質問について、ご説明しましょう。



いつから始まるのですか？

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の公布された日（平成 16 年 5 月 28 日）から、5 年以内に実施される予定です。



一つの事件で、裁判員は何人選ばれるのですか？

裁判官 3 人に対し、裁判員は 6 人選ばれます。

ただし、被告人が公訴事実を認めている事件の中には、裁判官 1 人と裁判員 4 人で審理されるものもあります。



どんな事件に裁判員は参加するのですか？

殺人や強盗殺人など、国民の皆さんの関心の高い重大事件が対象になります。

具体的には、

- ①死刑又は無期の懲役・禁錮にあたる罪に関する事件
- ②法定合議事件（法律上合議体で裁判することが必要とされている事件）であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に関するもの



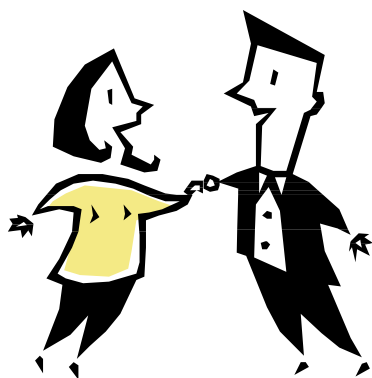


法律のことはよく知らないので、刑事裁判に参加して的確に判断する自信がありません。裁判員になることは辞退できないのですか？

自信がないというだけの理由では、辞退はできないことになっています。

裁判員になることは、だれでも初めてのことで、不安に感じられることもあるかと思いますが、法律の専門家ではない国民の皆さんに刑事裁判に参加していただくことこそが、この裁判員制度の趣旨なのです。

裁判員の仕事に必要な知識は、裁判官が丁寧に説明します。検察官や弁護人も、一般の人にも分かりやすい裁判が行われるよう努力します。また、裁判員制度は、あなた一人に判断をしてもらう制度ではなく、裁判官と裁判員が十分に話し合いながら、最終的な結論を出す制度です。安心してご参加ください。



仕事が忙しいのですが、裁判員を辞退できないのですか？

単に仕事が忙しいというだけの理由では、辞退はできないことになっています（とても重要な仕事があり、あなた自身が処理しなければ著しい損害が生じると裁判所が認めた場合のみ、辞退が認められます。）。

労働基準法上、裁判員の職務を行うために必要な時間は、職場を離れることが認められています。また、裁判員として裁判に参加するために仕事を休んだ場合、これを理由として解雇その他不利益な取扱いをすることは法律上禁止されています。忙しい中ご面倒をおかけしますが、裁判員に選ばれた場合には、ご協力いただきますようよろしくお願いします。

なお、交通費や日当は、支給されることとなっています。



体力や気力に自信がありません。裁判員を辞退できないのですか？

重い病気などで、裁判所に来ることが困難な方や裁判員の仕事をするのが困難な方は、辞退が認められます。しかし、単に体力や気力に自信がないというだけの理由では、辞退はできないことになっています。

もちろん、裁判所は、国民の皆さんの体調等にも十分配慮しますので、ご安心ください。



裁判員になると何日くらい裁判所に行かなければならないのですか？

多くの裁判は、数日間で終わります。裁判所としてもできるだけ迅速で充実した裁判を行い、国民の皆さんの負担を軽くするように努力していきます。



裁判には、関心がありません。こんな私でも裁判員にならないといけないのですか？

裁判員制度の導入により、法律の専門家ではない国民の皆さんの感覚が裁判の内容に反映されます。それによって、司法に対する国民の理解や信頼が深まることが期待されているのです。

このような制度の意義を理解していただき、ご協力をお願いします。



犯人が怖いので、刑事事件には関わりあいになりたくありません。なんとかありませんか？

皆さんに安心して参加していただけるよう、裁判員を保護するためのいろいろな仕組みが設けられています。

例えば、判決を決めるにあたり個々の裁判員がどのような意見を述べたかなどは明らかにされませんし、裁判員の氏名や住所などの個人を特定する情報を公にしてはならないとされています。もし検察官や弁護士などが裁判員の氏名などを漏らした場合には、刑罰が科されることになっています。

また、事件に関して裁判員に接触することは禁止されており、裁判員に頼み事をしたり、裁判員やその家族を脅した者には、刑罰が科されることになっています。



裁判員制度について、もっと詳しく知りたいんですけど…。

裁判員制度については、**最高裁判所ホームページ 裁判員制度コーナー**で詳しくご紹介しています。

※裁判所ホームページからご覧ください。

(<http://www.courts.go.jp/>)

